

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)に係る面談
2. 日時：令和5年9月22日(金) 15時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
佐藤室長補佐、森審査班長、植木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)  
福島第一原子力発電所 担当5名(うち2名はテレビ会議システムによる出席)

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 講ずべき事項等への適合性(まとめ資料)
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項(以下「講ずべき事項」という。)] 該当項目の整理
- 指摘事項リスト

○原子力規制庁は、主にまとめ資料について以下のコメント等を伝えた。

- まとめ資料に当該キャスクの構造強度等に関する記載がないことから、Ⅷ. 検査受験に係る確認事項との関係も考慮して改めて整理の上、資料に示して説明すること。
- 徐熱機能等の評価のうち解析に用いる入力条件について、型式証明申請書及び型式指定申請書における評価条件と異なる点を明確にした上で、条件設定の考え方及びその根拠を資料に示して説明すること。
- 関連規則等に基づく要求事項ごとに各申請の該当項目を整理しているが、関係する要求事項を網羅的に記載するとともに、当該キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加に関するものは当該要求事項に対する適合方針やその具体的な措置について資料に示して説明すること。
- 密封機能等の評価において型式証明申請書等を参照として評価内容を省略している箇所について、まとめ資料では当該申請書中の評価結果等を引用して記載するとともに、東京電力として要求事項に対する適合性を確認した結果等を資料に示して説明すること。
- まとめ資料については、本申請に係る内容及び別途申請している仮保管設備の増設に係る内容を整理して記載するとともに、資料中の記載の整合についても改めて確認すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（輸送貯蔵兼用キャスクの基数の変更及び収納可能燃料の追加について）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表
- 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

以上